

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

東日本大震災に係る災害援護資金に関する政令の一部改正等に伴い、規定を整備するために必要な改正を行う。

2 新旧対照表

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第十五条（略）	第一条～第十五条（略）
<u>第五章 文京区災害弔慰金等支給審査会（設置）</u> <u>第十六条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、区長の附属機関として、文京区災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u> <u>2 審査会は、医師、弁護士その他区長が必要であると認めた者のうちから、区長が委嘱する委員五人以内をもつて組織する。</u> <u>3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第六章 雑則（委任）</u> <u>第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	<u>（新設）（委任）</u> <u>第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
付 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行し、災害援護資金の貸付けに関する規定は、昭和四十九年	付 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行し、災害援護資金の貸付けに関する規定は、昭和四十九年

九月一日から、その他の規定については、昭和四十八年七月十六日から適用する。	九月一日から、その他の規定については、昭和四十八年七月十六日から適用する。
(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例) 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。)第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十一号) <u>第十三条</u>第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条第一項中「年三パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年一・五パーセント(保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第十五条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の規定によるものとする。 <u>付 則 (令和七年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例) 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。)第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十一号) <u>第十四条</u>第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条第一項中「年三パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年一・五パーセント(保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第十五条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の規定によるものとする。